

山岳資源活用誘客プロモーション業務委託
プロポーザル公募要領

令和8年2月27日

岐阜県飛騨県事務所

第1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	業務委託名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・	2
1	プロポーザル参加要件	
2	企画提案書の作成	
(1)	業務の実施計画	
(2)	業務の実施体制	
(3)	社会的課題への取組み	
3	プロポーザルの手続等	
(1)	スケジュール	
(2)	公募要領等の配布	
(3)	公募要領等に関する質問受付及び回答の公表	
(4)	参加申込受付	
(5)	企画提案書受付	
(6)	参加に際しての留意事項	
(7)	見積書作成にあたっての注意事項	
(8)	関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3	評価に関する事項・・・・・・・・	5
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
4	最優秀提案者の選定	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約についての留意事項・・・・・・・・	7
1	契約方法	
2	電子サービス契約を利用した電子契約の締結	
第5	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他・・・・・・・・	8
第8	問い合わせ先・・・・・・・・	8
別表	プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）	9

山岳資源活用誘客プロモーション業務委託 プロポーザル公募要領

本業務では、中部山岳国立公園南部エリアや御嶽山国定公園（仮称）エリアにおける山岳資源を活用した誘客を進めるため、都市圏に対して十分に魅力が伝わる誘客プロモーションを行うことで、当該エリアの認知度向上、周遊及び宿泊促進、さらには観光消費額の増加に繋げることができる事業提案を募集します。

この公募要領は、業務委託の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

◎留意事項

令和８年第１回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

第１ 募集の内容

１ 業務委託名

山岳資源活用誘客プロモーション業務委託

２ 業務内容

別添「仕様書」のとおり

３ 委託業務期間

契約締結日から令和９年３月１９日（金）

４ 委託費の上限

７，７２２，０００円（消費税及び地方消費税込み）

第２ プロポーザルに係る事項

１ プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者としします。

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

なお、単独法人にあっては、下記①～⑩までのすべての要件を満たすものとします。共同体にあっては、すべての構成員が①～⑨までのすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は⑩の要件を満たすこととし、⑪の要件については、いずれかの構成員が満たす必要があるものとします。

① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議開催日までの期間中に受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑩ プロポーザル評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑪ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

2 企画提案書の作成

以下の（１）から（３）の項目について、企画提案書を作成してください。なお、企画提案書は様式 1 のとおりとし、日本工業規格 A 4（一部 A 3 版資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（１）業務の実施計画

別添仕様書「4 業務内容」を参照し、以下の実施計画を提出してください。

- ① 中部山岳国立公園南部エリアへの誘客プロモーション
 - ア 旅行商品の造成
 - イ 露出（認知拡大）を図るプロモーション
 - ウ 首都圏 PR イベントの開催
- ② 御嶽山国定公園（仮称）エリアへの誘客プロモーション
 - ア 露出（認知拡大）を図るプロモーション
 - イ 中京圏 PR イベントの開催
- ③ 全体スケジュール

（２）業務の実施体制

- ① 本業務に類する事業の実施実績
- ② 本業務の人員体制、実施体制、連携体制等
- ③ 総括責任者、業務担当者の資格・経験・能力等

(3) 社会的課題への取組み

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和8年2月27日（金）～3月23日（月）
② 公募要領等に関する質問受付	令和8年2月27日（金）～3月16日（月）
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年2月27日（金）～3月23日（月）
④ 企画提案書受付	令和8年2月27日（金）～3月30日（月） 正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年4月7日（火） 予定
⑥ 選定結果の通知・公表	令和8年4月中旬予定

(2) 公募要領等の配布

- ① 配布期間 令和8年2月27日（金）～3月23日（月）
午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）
- ② 配布場所 岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係
(〒506-8688 高山市上岡本町7-468)
- ※ 公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>) から入手できます。

(3) 公募要領等に関する質問受付及び回答の公表

- ① 受付期間 令和8年2月27日（金）～3月16日（月）
午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）
- ② 提出方法
質問は（別紙1）の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。
*提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。
*電子メールの場合は、件名を「山岳資源活用誘客プロモーション業務委託」として送信してください。
- ③ 提出先
岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係
TEL 0577-33-1111（内 206・208）
FAX 0577-33-1085
E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp
- ④ 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページにて公開します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(4) 参加申込受付

- ① 受付期間 令和8年2月27日(金)～3月23日(月) 午後5時まで
- ② 提出書類
 - ア 参加申込書・・・・・・・・・・別紙2
 - イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・別紙3 (該当する場合のみ)
 - ウ 共同体協定書・・・・・・・・・・別紙4 (該当する場合のみ)
 - エ 共同体委任状・・・・・・・・・・別紙5 (該当する場合のみ)
- ③ 提出方法
参加希望者は、プロポーザル参加申込書(別紙2)を、飛騨県事務所振興防災課観光係まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。※郵送の場合は電話により送達を確認してください。

(5) 企画提案書受付

- ① 受付期間 令和8年2月27日(金)～3月30日(金) ※最終日は正午まで
- ② 提出書類、提出部数
 - ア 企画提案書・・・・・・・・・・様式1
 - イ 見積書(内訳書含む)・・・・・・・・・・様式任意
 - ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・様式2
- ④ 提出部数
8部(正本1部、副本7部)
- ⑤ 提出方法
飛騨県事務所振興防災課観光係までに持参又は郵送により提出してください。
持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで(※最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください(期間内に必着とすること)。
- ⑥ その他
プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(6) 参加に際しての留意事項

- ① 失格事由
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
 - ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
 - オ 公募要領に反すると認められる場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ② 無効事由
提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。
- ③ 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が

負うものとします。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（土日祝日除く）の正午までに、辞退届（別紙 6）を飛騨県事務所振興防災課観光係に持参又は郵送により申し出てください。

（７）見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

③ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

（８）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県飛騨県事務所振興防災課観光係

〒506-8688 高山市上岡本町 7-468

TEL 0577-33-1111（内 206・208）

FAX 0577-33-1085

E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

（注意 1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

（注意 2）メール送信の際は、件名に「山岳資源活用誘客プロモーション業務委託」と記したうえで送信してください。

第 3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「山岳資源活用誘客プロモーション業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によ

るプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：令和8年4月7日（火）（予定）

場所：飛騨総合庁舎内会議室（予定）

(2) 企画提案の所要時間（1提案者あたり）

プレゼンテーション 15分以内

評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

- ① 評価会議への出席は3名までとします。
- ② 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 指定の時間に遅れた場合には、評価会議への参加を認めません。
- ④ 評価会議当日に説明資料を追加することは認めません。
- ⑤ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑥ 参加者が多数となった場合には、プレゼンテーションを実施せず、質疑応答のみで評価を行う場合があります。

3 評価項目及び評価基準

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定

- ・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定します。
- ・なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者としてします。
- ・上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
- ・提案者が1名のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としてします。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の項目を岐阜県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点及び順位点（得点順）

※提案金額含む、提案者の名称は秘匿、応募者が2者の場合は公表しない

- ④ 最優秀提案者の選定理由

- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約についての留意事項

1 契約方法

県は選定した優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様書の内容を確定させたいので、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

2 電子契約サービスを利用した電子契約の締結

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼契約用メールアドレス確認書」を提出していただきます。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成 11 年 3 月 15 日付総第 398 号）に基づく別添仕様書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県飛騨県事務所振興防災課 観光係

〒506-8688 高山市上岡本町 7-468

TEL 0577-33-1111（内 206・208）

FAX 0577-3-1085

E-mail c20509@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点（満点150点）を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。評価会議構成員の総評価点の合計の6割（90点）を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、・・・）
- ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目		評価基準点				
(1) 業務の実施計画に関する評価		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 中部山岳国立公園南部エリアへの誘客(75 点満点)						
＜旅行商品の造成＞(30 点満点)						
1	当該旅行商品の行程は、中部山岳エリアを周遊・宿泊するものとして、認知度向上が期待でき、首都圏からの参加者にとって魅力的な内容となっているか。	10	8	6	4	2
2	当該旅行商品の設定本数及び送客数により、岐阜県側における観光消費額の増大に繋がることが期待できるか。	20	16	12	8	4
＜露出(認知拡大)を図るプロモーション＞(25 点満点)						
3	提案された手法(媒体)は、首都圏のターゲット層の多くに訴求できるとともに、中部山岳エリアの認知度向上や誘客促進が期待できる内容か。	20	16	12	8	4
4	上記手法(媒体)により情報発信する観光資源や内容は、中部山岳エリアの魅力を十分に理解・活用したものか。	5	4	3	2	1
＜PRイベントの開催＞(20 点満点)						
5	PRイベントの開催場所は、首都圏のターゲット層の多くに訴求できる場所を選定しているか。	10	8	6	4	2
6	PRイベントは、多くの方に訴求するための工夫がなされ、波及効果が期待できる内容となっているか。	10	8	6	4	2
② 御嶽山国定公園(仮称)エリアへの誘客(45 点満点)						
＜露出(認知拡大)を図るプロモーション＞(25 点満点)						
1	提案された手法(媒体)は、中京圏のターゲット層の多くに訴求できるとともに、御嶽山エリアの認知度向上や誘客促進が期待できる内容か。	20	16	12	8	4
2	上記手法(媒体)により情報発信する観光資源や内容は、御嶽山エリアの魅力を十分に理解・活用したものか。	5	4	3	2	1
＜中京圏PRイベントの開催＞(20 点満点)						
4	PRイベントの開催場所は、中京圏のターゲット層の多くに訴求できる場所を選定しているか。	10	8	6	4	2
5	PRイベントは、多くの方に訴求するための工夫がなされ、波及効果が期待できる内容となっているか。	10	8	6	4	2
小 計		120 点満点				
(2) 業務の実施体制等に関する評価		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	本事業に類する過去事業の実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	10	8	6	4	2
2	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、事業完了まで無理のないスケジュールとなっているか。	10	8	6	4	2
3	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切・妥当なものであるか。	5	4	3	2	1
小 計		25 点満点				
(3) 社会的課題への取組みに関する評価		該当する場合に加点				
1	「環境面の取組み」(1点)、「社会面の取組み」(1点)、「経済面の取組み」(1点)といった SDGs の三側面への取組みがなされているか。 ぎふ SDGs 推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」(1点)、「ゴールドパートナー」(2点)に登録されているか。	(/5)				
小 計		5 点満点				
合 計		150 点満点				